



(別紙)

表1 施設の概要

	株式会社クレハ環境
設置場所	福島県いわき市
施設形式	ロータリーキルン式焼却炉
燃焼ガス温度	1,100℃以上
燃焼ガスの滞留時間	2秒以上

表2 試験試料の種類、量及びPCB濃度

種類	試料量	PCB濃度※
有機顔料	約3.8トン	5~90 mg/kg
PCB含有副生油	約0.6トン	4300 mg/kg
化学防護服	約0.8トン	100~2500 mg/kg
廃酸	約0.2トン	64~69 mg/kg
廃アルカリ	約0.6トン	240~1800 mg/kg

※ PCB濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定した。



表3 大気中のPCB及びダイオキシン類の濃度

種類			分析値	基準値等
施設敷地境界	PCB	通常運転時	0.00000040~0.0000012 mg/m ³	0.0005 mg/m ³ *1
		本試験時	0.00000019~0.00000079 mg/m ³	0.0005 mg/m ³ *1
施設周辺	PCB	通常運転時	0.00000020 mg/m ³	0.0005 mg/m ³ *1
		本試験時	0.00000023~0.00000031 mg/m ³	0.0005 mg/m ³ *1
	ダイオキシン類	通常運転時	0.014 pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ *2
		本試験時	0.0072~0.017 pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ *2

(PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定)

- ※1 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める環境大気中のPCBの濃度
- ※2 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)で定める基準値

表4 排ガス中のPCB及びダイオキシン類の濃度

種類			分析値	基準値等
排ガス濃度	PCB	通常運転時	0.00000067 mg/m ³ N	0.10 mg/m ³ *1
		本試験時	0.00000011~0.00000051 mg/m ³ N	0.10 mg/m ³ *1
	ダイオキシン類	通常運転時	0.0019 ng-TEQ/m ³ N	0.1 ng-TEQ/m ³ *2
		本試験時	0.0016~0.0043 ng-TEQ/m ³ N	0.1 ng-TEQ/m ³ *2

(PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定)

- ※1 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める燃焼排ガスに含まれるPCBの量
- ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法施行規則別表第2に掲げる基準(申請書に記載の達成することとした数値が当該基準値より厳しい場合は当該数値)



表5 焼却処理後の燃え殻、ばいじん及び排水の分析結果

種類	項目	分析値	基準値等
燃え殻	PCB	< 0.0005 mg/L	0.003 mg/L ^{※1}
	ダイオキシン類	0.0011~0.011 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g ^{※2}
ばいじん (脱水汚泥)	PCB	< 0.0005 mg/L	0.003 mg/L ^{※1}
	ダイオキシン類	0.0044~0.0054 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g ^{※2}
排水	PCB	0.00000028~0.00000041 mg/L	0.003 mg/L ^{※3}
	ダイオキシン類	0.000054~0.0071 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L ^{※4}

- ※ 1 廃PCB又はPCB汚染物を処分するために処理したものが、特別管理産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1項第5号ハに規定するPCB処理物）に該当しないことを判定するための基準値を記載した。
- ※ 2 ばいじん又は燃え殻が特別管理産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法施行令第2条の4第1項第5号ワに規定するばいじん又は燃え殻）に該当しないことを判定するための基準値を記載した。
- ※ 3 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）
- ※ 4 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2